固定資産税等の軽減措置の対象判定フロー図

次のフローを参考に、お手続きの要否をご確認ください。

［中小企業等の判定］
次のいずれかに該当する。
・常時使用する従業員数が１０００人以下の個人事業である。
・資本金の額または出資金の額が１億円以下の法人である。
・資本または出資を有しない法人で常時使用する従業員数が１０００人以下である。

はい

いいえ

［事業収入減少の判定］
新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和２年２月～１０月までの間で任意の連続した３か月間の事業収入の合計が前年同期間と比べて３０％以上減少した。

はい

いいえ

［特例対象資産の判定］
事業用家屋を所有しており、固定資産税を損金または必要経費として算入している。

いいえ

［特例対象資産の判定］
減価償却の対象である償却資産を有している。

はい

いいえ

［特例対象資産の判定］
令和３年１月１日現在ですべての減価償却資産の課税標準額の合計が１５０万円以上になる。

はい

いいえ

はい

令和３年分の固定資産税が軽減になると思われます。
『特例措置による申告書』を記入して、税理士・金融機関・商工会等の認定支援機関等に確認を依頼して下さい。
高崎市箕郷商工会に確認を依頼する場合には、別紙『固定資産の軽減に係る確認について』をご覧いただき、必要書類をご準備ください。

軽減・減免の対象ではありません。
特にお手続きは不要です。